法第三百十五条	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（第三百十七条及び第三百十七条の二第一項第一号において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）

附則第十六条の二の十一第四項の表法第三百十五条の項の次に次のように加える。

法第三百十五条第一号	山林所得金額	山林所得金額若しくは租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額

附則第十六条の二の十一第四項の表第四十六条の二第二項の項中「以下」の下に「この節において」を加え、同表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の四第二項及び第四十八条の六の項中「第四十六条の二の二第二項」の下に「、第四十六条の二の三第一項」を加え、「及び第四十八条の六」を「並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に改める。

附則第十六条の三第三項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第七条の二第二項の項中「以下」の下に「この節において」を加え、同表第七条の三第二項、第七条の三の四第二項及び第七条の十三の項中「第七条の三第二項」を「第七条の三第一項、第七条の三の二第二項、第七条の三の三第一項」に、「及び第七条の十三」を「並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同表中

「

第七条の九	総所得金額の	総所得金額又は土地等に係る事業所得等の金額の
	総所得金額から	総所得金額及び土地等に係る事業所得等の金額から又は土地等に係る事業所得等の金額及び総所得金額から順次
	総所得金額（イによる控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から	総所得金額及び土地等に係る事業所得等の金額（イによる控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から順次
	これを総所得金額	これを総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額

」

を

「

第七条の九第二号イ	総所得金額の	総所得金額又は土地等に係る事業所得等の金額の
	総所得金額から	総所得金額及び土地等に係る事業所得等の金額から又は土地等に係る事業所得等の金額及び総所得金額から順次
第七条の九第二号ハ	総所得金額	総所得金額又は土地等に係る事業所得等の金額
第七条の九第二号ニ	総所得金額（イによる控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から	総所得金額及び土地等に係る事業所得等の金額（イによる控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から順次
第七条の九第二号ホ	総所得金額	総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額

」

に改め、同条第六項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表法第三百十五条の項を次のように改める。

法第三百十五条	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額（第三百十七条及び第三百十七条の二第一項第一号において「土地等に係る事業所得等の金額」という。）

附則第十六条の三第六項の表法第三百十五条の項の次に次のように加える。

法第三百十五条第一号	山林所得金額	山林所得金額若しくは租税特別措置法第二十八条の四第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額

附則第十六条の三第六項の表第四十六条の二第二項の項中「以下」の下に「この節において」を加え、同表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の四第二項及び第四十八条の六の項中「第四十六条の二の二第二項」の下に「、第四十六条の二の三第一項」を加え、「及び第四十八条の六」を「並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同表中

「

第四十八条の三	総所得金額の	総所得金額又は土地等に係る事業所得等の金額の
	総所得金額から	総所得金額及び土地等に係る事業所得等の金額から又は土地等に係る事業所得等の金額及び総所得金額から順次
	総所得金額（イによる控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から	総所得金額及び土地等に係る事業所得等の金額（イによる控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から順次
	これを総所得金額	これを総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額

」

を

「

第四十八条の三第二号イ	総所得	
	総所得	
第四十八条の三第二号ハ	総所得	
第四十八条の三第二号ニ	総所得 よる控 る場合 控除後 ら	
第四十八条の三第二号ホ	総所得	